

ETCカード特約

本特約はカード会員規約に付帯して適用されます。

第1条 (ETC会員)

ETC会員とは、会員のうち本特約及びETCシステム利用規程を承認のうえ当社にETCカードを申込み、当社が認めた会員をいいます。

第2条 (ETCカード)

- (1) ETCカードは、当社が特に認める場合を除き、ETCシステムを利用し通行料金を決済する機能のみを有します。
- (2) ETCカードは、会員が申込時に指定した当社が会員に発行している当社所定のクレジットカード（以下「カード」という）に付帯するクレジットカードとなり、ETCカードの利用代金はカードのカードショッピングの利用代金として取り扱われます。
- (3) 当社は、カードとは別にETCカードをETC会員1名につき1枚貸与します。
- (4) ETCカードの支払方法は翌月1回払いのみとします。
但し、カードが「リボルビング専用カード」の場合は、その支払方法により、支払うものとします。
- (5) 本特約及びETCシステム利用規程に定めのない、ETCカードの貸与・有効期間・利用可能枠・利用停止等その他の事項については、カードの会員規約を適用し、この場合会員規約中の「カード」を「ETCカード」に読み替えるものとします。
- (6) 本特約中、特に定義のない語句についてはカードの会員規約およびETCシステム利用規程と同義とします。

第3条 (ETCカード年会費)

ETCカード年会費は無料とします。

第4条 (ETCカード発行手数料)

ETC会員は、当社に対し、ETCカードの発行（新規発行、更新又は紛失・盗難・毀損・滅失等による再発行を含むもの）とします）の対価として、当社所定の手数料を支払うものとします。

第5条 (紛失・盗難等)

ETCカードを紛失し、盗難等があったときはカードに準じて取り扱われます。但し、ETCカードを車載器に挿入したままにする等、車内に放置していた場合に生じた損害はETC会員の負担とします。

第6条 (免責)

当社は、ETCカードの利用代金の決済に関する事項を除き、ETCシステムおよび車載器に関する一切の紛議の解決および損害賠償の責任を負わないものとします。

第7条 (会員情報の提供)

ETC会員は、道路事業者および省令に基づき道路事業者がETCシステムに関する情報の安全確保の確実かつ効率的な実施を目的として設立された機関と当社の間で、記録処理装置に登録されたETC会員に関する通行記録および本特約に関するETC会員の客観的な取引事実に基づく信用情報がETCシステム運用を行う上で必要な範囲内で相互に交換されることに同意します。

第8条 (特約の変更)

本特約を変更する場合は、予めETC会員に変更事項を通知（予めETC会員の承諾を得た場合、電磁的方法によるものを含むものとします）とします。尚、通知到達後会員が再度ETCカードを利用したときは、ETC会員は変更内容を承認したものとみなされることに異議ないものとします。